

○福岡県砂防指定地等管理条例施行規則

平成十五年三月三十一日

福岡県規則第八号

福岡県砂防指定地等管理条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県砂防指定地等管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県砂防指定地等管理条例(平成十五年福岡県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 条例第五条の申請書は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 条例第二条第一項ただし書に規定する砂防設備の占用の許可 様式第一号
- 二 条例第三条第一項に規定する砂防指定地内での行為の許可 様式第二号

2 条例第五条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 位置図
- 二 平面図
- 三 砂防設備の占用又は工作物の新築等をする場合にあつては、工作物の設計図又は構造図
- 四 土地の形状を変更する場合にあつては、縦横断図
- 五 行為をしようとする土地の使用権原を証する書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

(変更の許可等)

第三条 条例第七条第二項の申請書は、様式第三号によるものとする。

2 条例第七条第二項の規則で定める書類は、当該変更の部分に係る変更後の前条第二項各号に掲げる書類とする。

3 条例第七条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 砂防設備の占用又は砂防指定地内での行為の当初の許可の年月日及び許可番号
- 二 その他知事が必要と認める事項

4 条例第七条第三項の規定による届出は、様式第四号による届出書を提出してするものとする。

(許可の有効期間の更新の申請)

第四条 条例第八条第二項の規定による申請は、様式第五号による申請書を提出してする

ものとする。

(標識の掲示)

第五条 条例第十条の規則で定める標識は、様式第六号によるものとする。

(行為の終了又は廃止の届出)

第六条 条例第十一条の規定による届出は、様式第七号による届出書を提出してするものとする。

(地位の承継の届出)

第七条 条例第十二条第二項の規定による届出は、様式第八号による届出書を提出してするものとする。

(身分証明書)

第八条 条例第十五条に規定する証明書は、様式第九号によるものとする。

(書類の経由)

第九条 条例の規定により知事に対してする申請又は届出は、当該申請又は届出に係る砂防指定地又は砂防設備を管轄する県土整備事務所長を経由してしなければならない。

2 県土整備事務所長は、前項の申請又は届出があったときは、速やかに申請又は届出の内容について必要な調査を行い、意見を付して、知事に進達しなければならない。

(平二一規則三九・一部改正)

(準用)

第十条 砂防施設物については、第二条から第七条まで及び第九条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に福岡県砂防指定地等管理規則(昭和三十八年福岡県規則第七十六号)第十条の規定により掲示した標識で、この規則の施行以後も引き続き掲示義務のあるものの様式については、なお従前の例による。

(福岡県砂防指定地等管理規則の廃止)

3 福岡県砂防指定地等管理規則は、廃止する。

附 則(平成二十一年規則第三九号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。